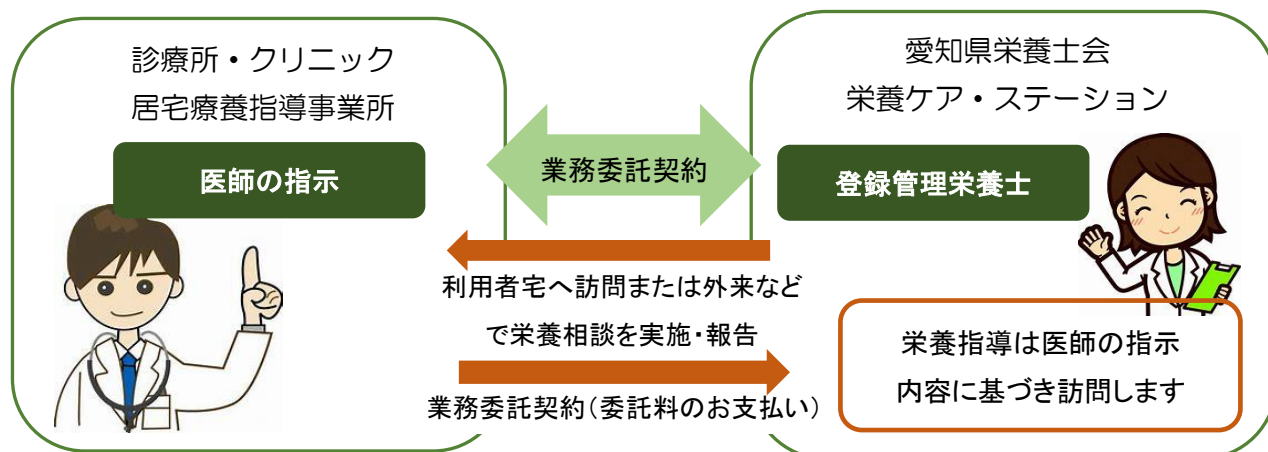


在宅の利用者さんの食と栄養管理をバックアップします

令和2年の診療報酬改定および令和3年の介護報酬改定により診療所または居宅療養指定事業所における栄養食事指導は、「愛知県栄養士会 栄養ケア・ステーション」に登録された管理栄養士でも相談対応ができるようになりました。



訪問の食事相談

	介護保険（居宅療養管理指導事業所）	医療保険（診療所・クリニック・病院等）
区分	居宅療養管理指導Ⅱ	在宅患者訪問栄養食事指導
訪問回数	月に2回まで	
単位・点数	524 単位（単一建物の居住者1人の場合）	510 点（単一建物の居住者1人の場合）
対象疾患	通院による療養が困難な者で特別食または摂食・嚥下機能が低下した患者・低栄養状態にある患者（医療はがん患者も含む）も対象となります。	

外来の食事相談

区分	外来栄養食事指導料2	
点数	初回 250 点	2回目以降 190 点

※各診療報酬・介護報酬の算定は、各診療所、クリニック、居宅療養管理指導事業所で行っていただくことになります。

※そのほか、通所系サービス、グループホームにおける栄養アセスメント加算や栄養改善加算などにも対応できる管理栄養士をご紹介します。



お問い合わせは

公益社団法人 愛知県栄養士会 栄養ケア・ステーション

〒460-0026 愛知県名古屋市中区伊勢山 1-1-4 DAIOビル 4階

Email care@aichiken-eiyoushikai.or.jp

電話 (052)332-1113 FAX (052)332-6009